

実施日 \_\_\_\_月\_\_\_\_日 ( )

\_\_\_\_年\_\_\_\_組\_\_\_\_番 氏名\_\_\_\_\_

# シャッターチャンス！クラスメイトの浴衣姿！ あなたはどうしますか？



夏祭りに行ったら、浴衣姿のクラスメイトを発見！

いつもはメガネなのに、今日はコンタクトで雰囲気も違う！写真に撮ってブログに載せたら、きっとみんな、びっくりするだろうな！アクセス数増加も間違いなし！だね。(\*^\_^\*)

## 設問1 シャッターチャンス！クラスメイトの浴衣姿！あなたはどうしますか？

- ア 写真を撮る。仲のよい友達の写真なので、無断でもまったく問題ないから。
- イ 写真を撮る。本人は「いやだ！」と言っているけど、一応ことわったので問題ないから。
- ウ 写真は撮らない。いつもと違うから珍しいけど、こんな写真を撮られたら嫌だと思ふから。
- エ 写真は撮らない。他の人の写真を無断で撮ることは、マナー違反だから。

あなたの選択

正しい行動とその理由

## 設問2 説明を聞いて分かったことや大切だと思ったことを書きましょう。

【キーワード】 ・肖像権 ・無断撮影 ・利用目的 ・許可

## 写真やビデオを撮る場合には、相手に「許可を得る」ことが必要！

★印：授業で学んだこと

### 「おニャン子クラブ事件」

タレントの写真、氏名を無断でカレンダーに使用し、販売した業者に対して、カレンダーの製造販売の差し止め・廃棄と損害賠償が認められた事件。

「おニャン子クラブ」のメンバーは、その氏名・肖像についてテレビ局に対して独占的に使用許諾をしており、他の業者へはその氏名・肖像の使用を許諾していませんでした。ところが、カレンダーの販売業者がおニャン子クラブのメンバーの氏名・肖像（写真）を掲載したカレンダーを無断で製造販売しました。そこでおニャン子クラブのメンバーは、人格権としてまたは財産権としての氏名権・肖像権の侵害に基づき、氏名・肖像を無断で使用したカレンダーの製造販売行為の差し止め、カレンダーの廃棄、および損害賠償の請求を行いました。

東京高裁は、販売差し止めと商品の破棄、タレント一人当たり10万円の慰謝料支払いを命じた。

**肖像権とは**、本人の承諾なしに無断で写真やビデオカメラに撮られたり、それらを無断で公表したり、利用されたりすることのできないように、主張できる権利のことをいいます。（★）



## ●便利だけど、使い方には気をつけよう！

カメラつき携帯電話の普及により、いつでもどこでも写真が撮れ、プロフやブログに掲載することが簡単にできるようになりました。他人の写真を無断で撮影する行為は、肖像権を侵害すること（撮影された本人が親告した場合）になるとともに、心に深い傷を負わせてしまう場合もあります。肖像権とは、自分の顔や姿を勝手に撮影されたり、公表されたりしないように主張できる権利のことで、写真を撮影する場合は、相手に許可を得て迷惑をかけない（嫌な思いをさせない）ように配慮することがマナーです。もし、撮影した写真をブログなどに載せる場合は、トラブルを防止するために撮影の許可とは別に公開の許可を得ることも必要です。

## ●もう少し詳しく勉強しよう！

### 「新聞やテレビに個人の写真や映像が出ているのは??？」

有名人以外でも、「人格権」の一部としての肖像権は、アーティストやタレントに限らず誰にでも認められる権利です。ただし、社会的反響が大きい事件やニュースなどでは個人の肖像が無許諾で使用されることがあります。これは肖像権よりも公に報道することの方が優越的利益があるためで、肖像権はありますが、本人に許可を取らずに報道することが認められている。

日本には、肖像権に関して規定された明確な法律の条文はありません。その為、ケースによって裁判で争う場合もあるのです。一般人の場合、裁判までいくのはごく一部であり、あとは、裁判にかかる時間・手間などの損失などとの損得計算になってくるため、裁判せずにあきらめてしまうケースも多くあります。

【今日のポイント】	【肖像権に関わるトラブルへの対処方法】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラやビデオで撮影する場合は、マナーとして必ず相手に許可を得ること。</li> <li>・撮影した写真や映像を公開する場合は、目的や利用場所などを伝えて、相手に理解してもらってから使用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無断で撮影されたものによって嫌な思いをする場合は、保護者や先生に相談すること。</li> </ul>

実施日 \_\_\_\_月\_\_\_\_日 ( )

\_\_\_\_年\_\_\_\_組\_\_\_\_番 氏名\_\_\_\_\_

# シャッターチャンス！クラスメイトの浴衣姿！ あなたはどうしますか？



夏祭りに行ったら、浴衣姿のクラスメイトを発見！  
いつもはメガネなのに、今日はコンタクトで雰囲気も違う！写真に撮ってブログに載せたら、きっとみんな、びっくりするだろうな！アクセス数増加も間違いなし！だね。(\*\_\*)

## 設問1 シャッターチャンス！クラスメイトの浴衣姿！あなたはどうしますか？

- ア 写真を撮る。仲のよい友達の写真なので、無断でもまったく問題ないから。
- イ 写真を撮る。本人は「いやだ！」と言っているけど、一応ことわったので問題ないから。
- ウ 写真は撮らない。いつもと違うから珍しいけど、こんな写真を撮られたら嫌だと思うから。
- エ 写真は撮らない。他の人の写真を無断で撮ることは、マナー違反だから。

あなたの選択

正しい行動とその理由

## 設問2 説明を聞いて分かったことや大切だと思ったことを書きましょう。

【キーワード】 ・肖像権 ・無断撮影 ・利用目的 ・許可

### 指導のねらい

- ・携帯カメラを利用した撮影および撮影物の配布について、著作権や肖像権を意識させる。
- ・相手のことを気遣う思いやりの気持ちを育てる。

### 展開

- 1 プリントを配布する。
- 2 実施日、名前を記入させる。
- 3 場面の確認をする。  
「携帯電話を持っていて、こんな場面に遭遇したら、あなたはどうしますか？」
- 4 設問1を考えさせる  
「シャッターチャンス！～どうしますか？」を読み、設問1を記入させる。
- 5 どの選択肢を選んだか確認する。  
「本当にそうする？」など生徒と対話形式で進める。  
道徳的には「ウ」でもよいが、情報モラルとして正しい行動と理由は、「エ」。ウを選択した生徒へのフォローが必要。
- 6 左下の【解説】を説明。
- 7 設問2を書かせる。  
「印象に残ったこと」を書くように一言加える。書き終わった人は、裏面を読んでいるように指示する。
- 8 ポイントを確認する。
- 9 プリントを回収する。

**【角評言兌】** カメラつき携帯電話の普及により、いつでもどこでも写真が撮れ、プロフやブログに掲載することが簡単にできるようになりました。他人の写真を無断で撮影する行為は、肖像権を侵害すること（撮影された本人が親告した場合）になるとともに、心に深い傷を負わせてしまう場合もあります。肖像権とは、自分の顔や姿を勝手に撮影されたり、公表されたりしないように主張できる権利のことで、写真を撮影する場合は、相手に許可を得て迷惑をかけない（嫌な思いをさせない）よう配慮することがマナーです。もし、撮影した写真をブログなどに載せる場合は、トラブルを防止するために撮影の許可とは別に公開の許可を得ることも必要です。

【今日のポイント】	【肖像権に関わるトラブルへの対処方法】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラやビデオで撮影する場合は、マナーとして必ず相手に許可を得ること。</li> <li>・撮影した写真や映像を公開する場合は、目的や利用場所などを伝えて、相手に理解してもらってから使用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無断で撮影されたものによって嫌な思いをする場合は、保護者や先生に相談すること。</li> </ul>

# 写真やビデオを撮る場合には、相手に「許可を得る」ことが必要！

★印：授業で学んだこと

## 「おニャン子クラブ事件」

タレントの写真、氏名を無断でカレンダーに使用し、販売した業者に対して、カレンダーの製造販売の差し止め・廃棄と損害賠償が認められた事件。

「おニャン子クラブ」のメンバーは、その氏名・肖像についてテレビ局に対して独占的に使用許諾をしており、他の業者へはその氏名・肖像の使用を許諾していませんでした。ところが、カレンダーの販売業者がおニャン子クラブのメンバーの氏名・肖像（写真）を掲載したカレンダーを無断で製造販売しました。そこでおニャン子クラブのメンバーは、人格権としてまたは財産権としての氏名権・肖像権の侵害に基づき、氏名・肖像を無断で使用したカレンダーの製造販売行為の差し止め、カレンダーの廃棄、および損害賠償の請求を行いました。

東京高裁は、販売差し止めと商品の破棄、タレント一人当たり10万円の慰謝料支払いを命じた。

**肖像権とは**、本人の承諾なしに無断で写真やビデオカメラに撮られたり、それらを無断で公表したり、利用されたりすることのできないように、主張できる権利のことをいいます。（★）



## ●便利だけど、使い方には気をつけよう！

カメラつき携帯電話の普及により、いつでもどこでも写真が撮れ、プロフやブログに掲載することが簡単にできるようになりました。他人の写真を無断で撮影する行為は、肖像権を侵害すること（撮影された本人が親告した場合）になるとともに、心に深い傷を負わせてしまう場合もあります。肖像権とは、自分の顔や姿を勝手に撮影されたり、公表されたりしないように主張できる権利のことで、写真を撮影する場合は、相手に許可を得て迷惑をかけない（嫌な思いをさせない）ように配慮することがマナーです。もし、撮影した写真をブログなどに載せる場合は、トラブルを防止するために撮影の許可とは別に公開の許可を得ることも必要です。

## ●もう少し詳しく勉強しよう！

### 「新聞やテレビに個人の写真や映像が出ているのは??？」

有名人以外でも、「人格権」の一部としての肖像権は、アーティストやタレントに限らず誰にでも認められる権利です。ただし、社会的反響が大きい事件やニュースなどでは個人の肖像が無許諾で使用されることがあります。これは肖像権よりも公に報道することの方が優越的利益があるためで、肖像権はありますが、本人に許可を取らずに報道することが認められている。

日本には、肖像権に関して規定された明確な法律の条文はありません。その為、ケースによって裁判で争う場合もあるのです。一般人の場合、裁判までいくのはごく一部であり、あとは、裁判にかかる時間・手間などの損失などとの損得計算になってくるため、裁判せずにあきらめてしまうケースも多くあります。

【今日のポイント】	【肖像権に関わるトラブルへの対処方法】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラやビデオで撮影する場合は、マナーとして必ず相手に許可を得ること。</li> <li>・撮影した写真や映像を公開する場合は、目的や利用場所などを伝えて、相手に理解してもらってから使用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無断で撮影されたものによって嫌な思いをする場合は、保護者や先生に相談すること。</li> </ul>